

## 西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、不登校児童生徒の多様で適切な学習活動を支援するため、市が交付する西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、西脇市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 児童生徒のうち、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒に該当する者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 不登校児童生徒支援施設 不登校児童生徒に対して相談、指導等を実施する民間の施設であって、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長との協議により、不登校児童生徒が利用した日数を指導要録上出席扱いとすることを認める施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次に掲げる不登校児童生徒の保護者であること。
    - ア 補助金の申請日前1年の期間内におおむね30日以上在籍校に登校していないこと。
    - イ 在籍校の授業時間内に原則として月4回以上不登校児童生徒支援施設を利用していること。ただし、体調不良、忌引きその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
  - (2) 教育委員会及び在籍校の校長が、不登校児童生徒に対する適切な支援を行うため、不登校児童生徒支援施設と必要な情報を共有することを承諾していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助の対象としない。
- (1) 市税の滞納がある者

(2) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

(3) 前2号に掲げる者と生計を一にする者

(4) その他市長が不相当と認める者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、不登校児童生徒支援施設の授業料及び利用料（西脇市立学校管理規則（平成17年西脇市教育委員会規則第16号）第3条第1項に規定する休業日以外の日の利用に係るものに限る。）とする。ただし、他に補助金等を受ける経費を除く。

2 不登校児童生徒が複数の不登校児童生徒支援施設を利用する場合の補助対象経費は、それぞれの不登校児童生徒支援施設に係る補助対象経費の合計額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、不登校児童生徒1人につき月額1万円を上限とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 不登校児童生徒支援施設の利用実績を当該不登校児童生徒支援施設の代表者等が証明する書類

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次の表の左欄に掲げる補助対象期間における不登校児童生徒支援施設の利用について、同表の右欄に掲げる申請期間内に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

補助対象期間	申請期間
4月1日から8月31日まで	7月22日から8月31日まで
9月1日から12月31日まで	12月25日から翌年1月31日まで
1月1日から3月31日まで	3月1日から同月末日まで

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 交付決定の取消し、補助金の返還その他の手続は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)の定めるところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。